

## 球磨村渡地区賑わい拠点施設（道の駅・復興祈念公園） 整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、球磨村渡地区賑わい拠点施設（道の駅・復興祈念公園）整備基本計画策定業務委託（以下「本業務委託」という。）を実施するにあたり、本業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### （1）業務名

球磨村渡地区賑わい拠点施設（道の駅・復興祈念公園）整備基本計画策定業務

#### （2）業務内容

別紙「球磨村渡地区賑わい拠点施設（道の駅・復興祈念公園）整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務内容は、本業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する内容は、本プロポーザルにより最も優秀として選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

#### （3）委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

#### （4）実施形式

公募型プロポーザル方式

#### （5）提案上限額

41,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

### 3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- ① 地方公共団体の道の駅基本計画等の計画策定業務及びPPP/PFI導入可能性調査等を受託し、完了した実績があること。
- ② 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- ③ 球磨村の現状を把握し、具体的な提案等ができること。
- ④ 履行期間を遵守できること。
- ⑤ 本業務を一括再委託しない者であること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑧ 球磨村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第9条の規定による排除措置を受けていないこと。

### 4 スケジュール

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公告（仕様書等公表）  | 令和7年5月30日（金）       |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和7年6月16日（月）午後5時必着 |
| (3) 質問に対する回答    | 令和7年6月18日（水）       |
| (4) 参加申込書の提出期限  | 令和7年6月13日（金）       |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年6月24日（火）午後5時必着 |
| (6) プレゼンテーション   | 令和7年6月27日（金）       |
| (7) 結果通知        | 令和7年6月30日（月）       |
| (8) 契約締結        | 令和7年7月初旬           |

### 5 公募方法

- (1) 公告及びプロポーザル実施要領等の公表
  - ① 公表日 : 令和7年5月30日（金）
  - ② 公表方法 : 球磨村ウェブサイトで公表（<https://www.kumamura.com>）  
（様式等はダウンロードして利用すること）

## 6 質問の受付及び回答

- ① 質問方法：質問は簡潔にまとめ、質問書（様式1）に記入し、電子メールにより提出すること。  
（電話、FAX等による質問は受け付けない）
- ② 受付期間：令和7年5月30日（金）から令和7年6月16日（月）  
午後5時必着
- ③ 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係  
e-mail：[h-utinuno@vill.kuma.lg.jp](mailto:h-utinuno@vill.kuma.lg.jp)
- ④ 回答：令和7年6月18日（水）までに村ウェブサイト公表する。

## 7 参加申込書の提出

### (1) 提出書類：

#### ア 参加申込書（様式2）

※連合体で参加の場合は様式2-1を使用。

#### イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

#### ウ 業務実績書（様式3）

※直近の実績を5業務以内で記載。契約書の写し等、確認できる書類を添付すること。業務実績にはPPP/PFI導入可能性調査の実績も分かるように記載すること。

※連合体で提出される場合は、それぞれの事業者で1枚ずつ作成し、提出すること。（1事業者で5業務以内）

#### エ 業務体制表（様式4）

※契約締結後、実際に業務に携わる実施体制（管理責任者、主任担当者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。

※連合体企業で、報告様式が合わない場合は任意様式で作成すること。

### (2) 提出部数：1部

### (3) 提出方法：郵送又は持参で提出すること。

### (4) 提出期限：令和7年5月30日（金）から令和7年6月13日（金）まで （持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。）

### (5) 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：内布）

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出書類：

ア 企画提案書（様式5）

イ 企画提案書別紙（任意様式）

企画提案書には下記の内容を含むこと（順不同）

①業務の実施方針

②業務の目的、条件、内容

③具体的な実施体制及び役割分担

④業務工程、作業フロー

※縦横の向き、ページ数は自由であるが、A4サイズを基本とする。

A3サイズを使用する場合は、片面印刷とし、A4サイズにゼット折りすること。

※企画提案書別紙には、会社名やロゴなどは記載しないこと。

ウ 業務工程表（任意様式）

※委託予定の業務については、期間を要する業務内容になることが予想されるため、本プロポーザルにおいては、年度に囚われることなく、真に必要な期間を検討し業務工程表を作成すること。

エ 見積書（任意様式）

縦横の向き、ページ数は自由だが、A4サイズとすること。

(2) 提出部数：正本1部、副本5部

(3) 提出方法：郵送又は持参で提出すること。

(4) 提出期限：令和7年5月30日（金）から令和7年6月24日（火）まで。（持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。）

(5) 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：内布）

## 9 プレゼンテーション（提案内容説明）

### (1) 日時・会場

令和7年6月27日（金） 時間未定

球磨村役場会議室（時間等は別途通知する）

(2) プレゼンテーション時間

準備 : 5分以内

説明 : 20分以内

質疑応答 : 20分以内

片づけ : 5分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとし、書類の追加は不可とする。

※プレゼンテーションにおいて、会社名を認識できるようなロゴ表示や口頭説明などはしないようにすること。

(3) 参加人数

プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。

連合体の場合は5人以内の入室とする。

(4) 使用機器類

プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは村が準備するが、パソコンその他必要な物品は参加者が準備する。

※プロジェクター接続用の HDMI ケーブルは村で準備するが、その他の接続端子が必要な場合は、各参加者で準備すること。

## 10 審査

(1) 審査方法

① 第1段階審査

書類審査の実施。参加申込書及び添付書類を事務局で確認。仕様書及び本要領で定めている要件を満たしているか審査する。(事業者要件、提案額等)

② 第2段階審査

企画提案書について、参加者によるプレゼンテーションを実施。

村で構成するプロポーザル審査委員会において、下記「(2) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加事業者の順位を決定する。

## (2) 審査基準

### 1 審査委員審査項目

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
企画提案書	① 計画策定に対する姿勢	球磨村の特性・課題を的確に把握し、例えばそれらを全国的な動向と比較するなど工夫をして示すことができるか。	5
		業務内容及び目的に関する理解・知識があるか。	5
	② 本業務についての提案	計画策定の視点や方向性について、球磨村の特性・課題を踏まえた提案がなされているか。	10
		本業務全体について、企画力と実効性を有した提案がなされているか。	10
		策定スケジュールについては、適切な提案となっているか。	5
	③ 本業務に係る個別の提案	ニーズ調査など各種調査の実施について、本村に必要な実施方法や調査対象が提案されているか。	10
		PPP/PFI 導入可能性調査の実施手法については、本村の状況にあった現実的な調査の提案となっているか。	10
その他の自由意見として、本村にとって有益な独自提案が示されているか。		10	
業務の実施体制	④ 計画作成の支援体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5
プレゼンテーション能力	⑤ 担当者の説明能力	提案内容を的確に説明しているか。 審査委員の質問等に対する的確に回答しているか。	10
合計（審査員一人当たり）			80

## 2 事務局審査項目（提案書類の内容から事務局で採点）

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
業務経歴	受託受注数	「業務実績書（過去5年間）」計画策定業務の受託実績（道の駅基本計画策定業務、PFI導入可能性調査業務など）	5
見積書	見積価格	配点×最低見積額／提案価格 ※小数点第1位四捨五入	15
合 計			20

### （3）優先交渉権者の選定

審査結果において、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加事業者が1者の場合は、総評価点が60点以上であれば、優先交渉権者とみなす。

### （4）審査結果通知

第2段階審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は電子メールにより令和7年6月30日（月）に発信することを予定。

## 1.1 参加辞退届の提出

### （1）提出書類：

参加申込書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

### （2）提出方法：電子メールにて提出。

### （3）提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：内布）

## 1.2 契 約

（1）村から通知を受けた優先交渉権者は、随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、村と本業務委託に係る業務内容について協議する。

（2）優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を村に提出し、村との随意契約の手続きが整った場合に受託者となる。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### 1 3 特記事項

- (1) 提案書等の作成・提出・プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、村は受託者との契約を解除することができる。
- (6) 災害の発生等のやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (7) 審査結果（参加者名、点数、順位）は、優先交渉権者及び次点交渉権者のみ公表する。
- (8) 審査の経緯及び内容に関する問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 1 4 担当課

球磨村役場 復興推進課 企画調整係

住所：8 6 9－6 4 0 1

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1 7 3 0 番地

電話：0 9 6 6－3 2－1 1 1 4

FAX：0 9 6 6－3 2－1 1 4 1

E-mail:h-utinuno@vill.kuma.lg.jp